

94年 セナガ (答ナリ)

(対説明員)

3月25日(金) 衆・内閣委員会

松本善明 君 (共)

問. 恩給法における国籍条項は、国際人権規約B規約第26条の趣旨に反し、差別条項に該当するのではないか。

答1. 一般論として申し上げれば、B規約第26条は、不合理な差異を設けることを禁ずるものであり、内外人の取扱いについて合理的な差異を設けることまで排除しているわけではない。

2. 御指摘の法律については、同法を所管する省庁から答弁すべきものと考えますが、同法にある国籍条項が不合理な差異を設けるものでないのであれば、B規約第26条の規定に抵触することにはならないと考える(注: 恩給法にある国籍条項の合理性に関する総務庁の見解については参考2参照)。

(参考)

1 国籍要件を設けている^{恩給}~~援護~~法等13の法律

(厚生省所管)

戦傷病者戦没者遺族等援護法

戦傷病者特別援護法

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

未帰還者留守家族等援護法

未帰還者に関する特別措置法

引揚者給付金等支給法

(総務庁所管)

恩給法

(議員立法)

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律

(総理府所管)

平和祈念事業特別基金等に関する法律

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律

2. 恩給法、国庫等項の合理性について、政府は以下のような見解を述べている。

(1/2) 恩給法第9条において、日本国籍を喪失した者の恩給受給権は消滅することとされているが、これは、公務員と国との特別な関係に立脚した公務員年金制度という我が国の恩給制度の沿革ないし性格に由来するものであって、合理的かつ客観的な理由がある。

(2/2) したがって、規約26条に違反するものとは考えていない。